

大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当月額) 第2条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる別表の職員欄に掲げる職員に対応する同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に給与規程第6条第2項に規定する算出率を乗じて得た額）とする。 (1) 1種 <u>133,000円</u> (2) 2種甲 <u>121,000円</u> (3) 2種乙 <u>100,000円</u> (4) 3種甲 <u>91,000円</u> (5) 3種乙 <u>83,000円</u> 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である職員の管理職手当の月額は、次の各号に掲げる別表の職員欄に掲げる職員に対応する同表の区分欄に定める区分に応じて、	(手当月額) 第2条 [同左]
	(1) 1種 <u>129,000円</u> (2) 2種甲 <u>117,000円</u> (3) 2種乙 <u>97,000円</u> (4) 3種甲 <u>88,000円</u> (5) 3種乙 <u>80,000円</u> 2 [同左]

次の各号に定める額に給与規程第6条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする。																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 1種 <u>102,000円</u></td><td style="width: 50%;">(1) 1種 <u>99,000円</u></td></tr> <tr> <td>(2) 2種甲 <u>93,000円</u></td><td>(2) 2種甲 <u>90,000円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 2種乙 <u>73,000円</u></td><td>(3) 2種乙 <u>71,000円</u></td></tr> <tr> <td>(4) 3種甲 <u>64,000円</u></td><td>(4) 3種甲 <u>62,000円</u></td></tr> <tr> <td>(5) 3種乙 <u>61,000円</u></td><td>(5) 3種乙 <u>59,000円</u></td></tr> </table>	(1) 1種 <u>102,000円</u>	(1) 1種 <u>99,000円</u>	(2) 2種甲 <u>93,000円</u>	(2) 2種甲 <u>90,000円</u>	(3) 2種乙 <u>73,000円</u>	(3) 2種乙 <u>71,000円</u>	(4) 3種甲 <u>64,000円</u>	(4) 3種甲 <u>62,000円</u>	(5) 3種乙 <u>61,000円</u>	(5) 3種乙 <u>59,000円</u>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 1種 <u>99,000円</u></td><td style="width: 50%;">(1) 1種 <u>99,000円</u></td></tr> <tr> <td>(2) 2種甲 <u>90,000円</u></td><td>(2) 2種甲 <u>90,000円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 2種乙 <u>71,000円</u></td><td>(3) 2種乙 <u>71,000円</u></td></tr> <tr> <td>(4) 3種甲 <u>62,000円</u></td><td>(4) 3種甲 <u>62,000円</u></td></tr> <tr> <td>(5) 3種乙 <u>59,000円</u></td><td>(5) 3種乙 <u>59,000円</u></td></tr> </table>	(1) 1種 <u>99,000円</u>	(1) 1種 <u>99,000円</u>	(2) 2種甲 <u>90,000円</u>	(2) 2種甲 <u>90,000円</u>	(3) 2種乙 <u>71,000円</u>	(3) 2種乙 <u>71,000円</u>	(4) 3種甲 <u>62,000円</u>	(4) 3種甲 <u>62,000円</u>	(5) 3種乙 <u>59,000円</u>	(5) 3種乙 <u>59,000円</u>
(1) 1種 <u>102,000円</u>	(1) 1種 <u>99,000円</u>																				
(2) 2種甲 <u>93,000円</u>	(2) 2種甲 <u>90,000円</u>																				
(3) 2種乙 <u>73,000円</u>	(3) 2種乙 <u>71,000円</u>																				
(4) 3種甲 <u>64,000円</u>	(4) 3種甲 <u>62,000円</u>																				
(5) 3種乙 <u>61,000円</u>	(5) 3種乙 <u>59,000円</u>																				
(1) 1種 <u>99,000円</u>	(1) 1種 <u>99,000円</u>																				
(2) 2種甲 <u>90,000円</u>	(2) 2種甲 <u>90,000円</u>																				
(3) 2種乙 <u>71,000円</u>	(3) 2種乙 <u>71,000円</u>																				
(4) 3種甲 <u>62,000円</u>	(4) 3種甲 <u>62,000円</u>																				
(5) 3種乙 <u>59,000円</u>	(5) 3種乙 <u>59,000円</u>																				

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(手当の内払)

- 2 この規程による改正前の大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の規定に基づいて適用日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規程の規定による手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 3 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に伴う清算その他必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

（令和7年11月28日掲示済）